

(質問)

災害復興住宅のための助成制度はありますか。

(回答)

山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

災害により、居住するための住宅が損傷し、新たな住宅の建設・購入又は改修しようとするとき、住宅金融公庫だけでは資金が不足する場合に、長期固定の低利で資金の貸付を行う制度があります。

住宅の種類	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
新築・購入住宅	1件につき 400万円以内	18年以内 (内据え置き期間3年)	災害発生時の 公庫の基準金 利と同率
改修住宅	1件につき 200万円以内	11年以内 (内据え置き期間1年)	

山梨県個人住宅建設資金貸付制度

住宅の建設や改修をしようとするとき、又は、建売住宅、マンション、中古住宅の購入をしようとするとき、住宅金融公庫だけでは資金が不足する場合に、長期固定の低利で資金の貸付を行う制度があります。

この制度は、通常の住宅取得時だけでなく、耐震改修や災害時にも活用できます。

住宅の種類	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
新築・購入住宅	1件につき 400万円以内	15年以内	貸付利率につ いては、年2回 見直しを行って います。
改修住宅	1件につき 200万円以内	10年以内	

(問い合わせ先)

連絡先 山梨県土木部建築指導課  
担当 建築審査担当  
電話 055-223-1735  
FAX 055-223-1707  
E-mail kenchiku@pref.yamanashi.jp  
ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/doboku/kenchiku/index.htm>